

平成20年2月22日

柴田町議会

議長 伊藤 一 男 殿

議員定数報酬等調査特別委員会

委員長 佐藤 輝 雄

特別委員会調査報告書

本委員会に付託されました調査事件について、会議規則第75条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 調査事件

- (1) 議員の定数に関する事。
- (2) 議員の報酬に関する事。
- (3) 議員の政治倫理に関する事。

2 調査経過

- (1) 平成19年3月16日（第1回委員会）

会議内容

- ・平成19年3月16日の柴田町議会第1回定例会において、5人の議員から決議案「議員定数報酬等調査特別委員会の設置に関する決議」が提出される。原案可決となり11人の委員構成による「議員定数報酬等調査特別委員会」が設置される。直ちに第1回委員会を開催し、正副委員長を選任する。

1) 委員長の選任

- ・委員長 佐藤輝雄

2) 副委員長の選任

- ・副委員長 太田研光

【委員会名簿】

委員長	佐藤 輝雄	委員	水戸 義裕	委員	小丸 淳
副委員長	太田 研光	〃	白内恵美子	〃	星 吉郎
委員	広沢 真	〃	百々 喜明	〃	杉本 五郎
〃	有賀 光子	〃	我妻 弘国	(11名)	

- (2) 平成19年4月26日（第2回委員会）

会議内容

- 1) 調査方法について

① 他市町村の状況を参考にして調査する。

【議員定数・議員報酬の調査資料】

○関係法令等資料

○宮城県内の市町村議会、全国の類似町村議会、東北の類似市議会の状況資料

○本町の経過資料

【議員政治倫理の調査資料】

○他市町村関係例規

② 町民から意見を聴く機会を設ける。

・「公聴会」「懇談会」の聴取方法を検討し、現段階では「公聴会」に決めた。

③ 専門の大学教授を招いて、関係講話を聞く。

・議員定数・報酬に関する「議員研修会」を全議員・町民を対象に開催する。

2) 調査日程について

・年間の調査日程を検討する。

3) その他

・委員会は公開とし、傍聴は可とする。

(3) 平成19年6月19日（第3回委員会）

会議内容

1) 「議員定数・報酬等に関する調査」の結果について

・資料「議員定数報酬等調査特別委員会資料」について、事務局で説明する。

2) 議員定数について

・議員定数のあり方について審議する。

(4) 平成19年7月6日（第4回委員会）

会議内容

1) 議員定数について

・資料「議員定数報酬等調査特別委員会資料（No. 2）」について、事務局で説明する。

・議員定数のあり方について審議する。

・各委員が議員定数（案）とその理由について述べる。議員定数（案）は次の5案に分かれたが、さらに議員全員協議会で意見を聞き、次回の委員会で仮まとめをすることにした。

【議員定数（案）】

○ 21人の案（1名）

○ 20人の案（5名）

○ 19人の案（1名）

○ 18人の案（3名）

○ 16人の案（1名）

2) 議員報酬について

- ・議員報酬のあり方について審議する。特に特別職報酬等審議会が問題視される。

(5) 平成19年7月26日(第5回委員会)

会議内容

1) 議員報酬について

- ・資料「近隣市町の議員報酬と各種控除」について、事務局で説明する。
- ・各委員が議員報酬(案)とその理由について述べる。次の3案が出される。

【議員報酬(案)】

○現状維持(条例本文の議員報酬月額)とする案(8名)

○特別職報酬等審議会の答申結果とする案(2名)

○定数削減人数の報酬1/2相当額を現報酬に加算する案(1名)

- ・資料「柴田町特別職報酬等審議会条例」「柴田町特別職報酬等の額について(答申)」について総務課長が説明し、特別職報酬等審議会について質疑応答をする。

2) 「議員定数・報酬」審議のまとめ

- ・議員定数(案)は、次回の委員会で継続して審議する。
- ・議員報酬(案)は、「現状維持とする案」の方向で確認する。

(6) 平成19年8月7日(第6回委員会)

会議内容

1) 「議員定数・報酬」審議のまとめ

- ・議員定数(案)「5案」及び議員報酬(案)「現状維持とする案」については、議員全員協議会で意見を聞いて、委員会の仮まとめは「議員研修会」開催後にすることで確認する。

2) その他

- ・資料「公聴会」について、事務局で説明する。
- ・公聴会開催の概要を決める。

開催日時 平成19年11月18日(日)午後1時30分

開催場所 柴田町役場 議会委員会室

開催方法 ○公述人の募集は議員定数と議員報酬に分けて行う。

○公述人の人数は反対・賛成それぞれ3人とする。

○公聴会は傍聴ができる。

○公聴会の公示は、町のお知らせ版、ホームページ、掲示板とする。(10月1日公示)

○議会だより(11月1日号)に公聴会開催と傍聴案内を掲載する。

○公述人の応募が多いときは抽選とする。

○公述の時間は10分以内とする。

○公述人の申込期限は10月19日までとする。

○公述人の選定は10月26日とする。

(後日協議で10月29日に変更)

○賛成の公述人の応募がないときは出席要請しない。

○公聴会席は資料の配置例による。

○公述人の代理人は認めない。

(7) 平成19年9月4日(第7回委員会)

会議内容

1) 「議員定数・報酬」審議のまとめ

- ・平成19年8月21日開催の議員全員協議会での「議員定数に関する意見」及び「議員報酬に関する意見」、その他資料を事務局で説明する。

① 議員定数(案)

- ・公聴会開催のため、議員定数(案)の仮まとめをする。議員定数(案)は次の3案に分かれたが、委員会の仮まとめは「18人の案」で決定した。

【議員定数(案)】

○20人の案(1名)

○18人の案(9名)

○16人の案(1名)

- ・議員定数(案)の理由を整理し、「議会の常任委員会構成、町の人口規模、財政規模、財政状況、地理的条件などを総合的に判断」とした。

② 議員報酬(案)

- ・公聴会開催のため、議員報酬(案)の仮まとめをする。次の2案に分かれたが、「現状維持とする案」で決定した。なお、「今後において町の財政が好転した場合は、若い人たちが議会へ参入しやすいよう議員報酬引き上げの検討が必要」と条件を付した。

【議員報酬(案)】

○現状維持(条例本文の議員報酬月額)とする案(9名)

○特別職報酬等審議会の答申結果とする案(2名)

- ・議員報酬(案)の理由を整理し、「地方分権の進展により議員の果たす役割と任務が極めて重くなってきたこと、議員の専門性が求められること、自己研さんや調査活動が必要であること、議員の専従性が高まっていること、若い人たちが議会へ参入しやすいようにすることなどから、議員報酬は引き上げが必要と考えるが、現在の町財政状況から現状維持」とした。

2) 公聴会の開催について

- ・資料「柴田町議会議員定数報酬等調査特別委員会公聴会開催要領(案)」を事務局で説明する。
- ・公聴会開催要領(案)を一項目ずつ検討し決定した。

(8) 平成19年9月25日(第8回委員会)

会議内容

1) 議員定数・報酬について

- ・公聴会公示案「公聴会開催について」を事務局で説明する。
- ・第7回委員会での意見をまとめた資料「議員定数(案)」「議員報酬(案)」を確認する。
- ・公聴会公示案を確認する。
- ・公聴会申し出の際に配付する参考資料は、「議員定数・報酬に係る宮城県内の市町村議会、全国の類似町村議会、東北の類似市議会の状況資料を配付すること」で確認した。
- ・議員定数(案)、議員報酬(案)の理由を確認する。

2) 議員の政治倫理について

- ・議員の政治倫理に関する資料「議員政治倫理条例」を事務局で説明する。
- ・議員の政治倫理は、簡潔に明文化した条例を作成することで決定した。

(9) 平成19年10月29日(第9回委員会)

会議内容

1) 公聴会の公述人選定

- ・資料「公述人申出書受付一覧表」を事務局で説明する。
- ・「公述人申出書」の内容を事務局で朗読する。
- ・公述人に申し出された3人を公述人として決定する。

【議員定数(案)に係る公述人】

番号(受付順)	公述人氏名	案件に対する賛否
1	澤田勝弘	反対
2	丹野憲彦	反対
3	加納俊夫	反対

【議員報酬(案)に係る公述人】

番号(受付順)	公述人氏名	案件に対する賛否
1	澤田勝弘	反対
2	丹野憲彦	反対
3	加納俊夫	反対

- ・公聴会の次第(案)、会場(案)を確認する。

2) 議員の政治倫理について

- ・三重県菰野町の議会議員政治倫理条例及び同規則をベースに、他市町の条例等も参考にしながら一条ずつ条文の検討を行う。

(10) 平成19年11月18日(第10回委員会「公聴会」)

会議内容

1) 議員定数(案)について

① 概要説明

- ・委員長が議員定数（案）の内容と理由を説明する。

② 公述人の発言

順 番 (くじ順)	公述人氏名	案件に対 する賛否	発言内容
1	澤 田 勝 弘	反 対	議員定数 1 6 人を提案
2	丹 野 憲 彦	反 対	議員定数 1 5 人を提案
3	加 納 俊 夫	反 対	議員定数 1 1 人を提案

③ 委員から公述人に対する質疑

- ・委員がそれぞれの公述人に対し質疑する。

2) 議員報酬（案）について

① 概要説明

- ・委員長が議員報酬（案）の内容と理由を説明する。

② 公述人の発言

順 番 (くじ順)	公述人氏名	案件に対 する賛否	発言内容
1	澤 田 勝 弘	反 対	議員報酬の再度検討を要望
2	丹 野 憲 彦	反 対	議員報酬月額 2 5 万円～ 2 7 万円が適当と提案
3	加 納 俊 夫	反 対	議員報酬月額 2 3 万円と 費用弁償の方法を提案

③ 委員から公述人に対する質疑

- ・委員がそれぞれの公述人に対し質疑する。

(11) 平成 1 9 年 1 1 月 2 0 日（第 1 1 回委員会）

会議内容

1) 議員の政治倫理について

- ・第 9 回委員会で検討し事務局で条文整理をした「柴田町議会議員政治倫理条例（案）」及び「柴田町議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を事務局で説明する。
- ・「柴田町議会議員政治倫理条例（案）」及び「柴田町議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を一条ずつ検討する。

(12) 平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日（第 1 2 回委員会）

会議内容

- ・公聴会を総括し、「町民の意見を聴く機会を設けたことで、公聴会の開催

は評価する」「賛成の公述人がいなかったのは残念、賛成の公述人の要請も必要と考えられ、今後においては検討を要する」などの意見があった。

1) 「議員定数について」のまとめ

- ・各委員から公聴会の意見も踏まえた議員定数の最終案を検討したが、次の2案となった。審議の結果、「現在の条例定数22人を次回の一般選挙から18人とする」ことで決定した。

【議員定数（案）】

- 18人の案（10名）
- 16人の案（1名）

2) 「議員報酬について」のまとめ

- ・各委員から公聴会の意見も踏まえた議員報酬の最終案を検討したが、次の2案に分かれた。今後会派等で検討し、次回の委員会で審議して結論を出すことにした。

【議員報酬（案）】

- 現状維持（条例本文の議員報酬月額）とする案（5名）
- 条例本文の議員報酬月額から5%減額した報酬額（議長390,000円、副議長332,000円、議員316,000円）とする案（6名）

3) 「議員の政治倫理について」のまとめ

- ・最終案の「柴田町議会議員政治倫理条例（案）」及び「柴田町議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を事務局で説明する。
- ・「柴田町議会議員政治倫理条例（案）」及び「柴田町議会議員政治倫理条例施行規則（案）」のとおり決定した。

(13) 平成19年12月26日（第13回委員会）

会議内容

1) 「議員報酬について」のまとめ

- ・会派等の意見も踏まえ、議員報酬の最終案について再度各委員の意見を確認するが、前回の委員会と同様に次の2案に分かれた。今後、議員全員協議会の場で意見を聞いて、次回の委員会で再度審議し結論を出すことにした。

【議員報酬（案）】

- 現状維持（条例本文の議員報酬月額）とする案（5名）
- 条例本文の議員報酬月額から5%減額した報酬額（議長390,000円、副議長332,000円、議員316,000円）とする案（6名）

(14) 平成20年1月29日（第14回委員会）

会議内容

1) 「議員報酬について」のまとめ

- ・議員報酬（案）は、条例本文の報酬月額から5%減額した報酬額（議長390,000円・副議長332,000円・議員316,000円）

で決定した。また、施行期日は平成20年4月1日で決定した。

- ・平成19年度と平成20年度の2カ年間、議員報酬月額を5%減額する暫定措置は、平成20年度は実施しない。本委員会で決定した5%減額に切り替える。ただし、暫定措置に係る期末手当の役職加算15%の支給停止については、平成20年度も継続することとした。
- ・このほか、「政務調査費は月額4,000円であるが、現在の調査活動ではかなり不足しているので、今後において増額の検討が必要である」との意見があった。

(15) 平成20年2月12日（第15回委員会）

会議内容

1) 委員会報告書のまとめ

- ・議員定数報酬等調査特別委員会報告書（案）を検討し、文言等の修正を加え、仮決定した。今後、議員全員協議会でこの案を確認することとした。

(16) 平成20年2月22日（第16回委員会）

会議内容

1) 委員会報告書のまとめ（最終）

- ・議員全員協議会での意見を参考に、議員定数報酬等調査特別委員会報告書（案）を検討し、委員会報告書（案）のとおり決定した。

3 調査結果

(1) 議員の定数に関すること

1) 議員定数の現状

議員定数は、地方自治法第91条（市町村議会の議員の定数）の規定により、人口規模に応じて上限数が決められており、条例で定めることとなっている。現在、本議会の条例定数は22人で、2人の欠員があるため現員は20人となっている。

本議会の議員定数の最近の推移では、昭和60年4月1日から16年間は26人で、平成13年4月1日から4年間は24人、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの4年間は22人となっている。議員定数は改定ごとに2人減としている経過がある。

議員定数の動きでは、全国的に自治体の財政難や議会に対する不満から議員定数削減が続いている。

本委員会で調査した平成19年4月1日現在の議員定数の状況では、県内の町村平均は17.4人、全国の同人口規模の町村平均は17.7人、東北の同人口規模の市平均は21.9人となっている。

また、近隣市町の議員定数では、大河原町が平成17年5月より20人から17人へ3人削減、村田町は平成19年8月より18人から14人へ4人削減、角田市は平成19年10月より21人から19人へ2人削減している状況にある。

*近隣市町人口（H19.4.1現在）大河原町 23,580人・村田町 12,695人・角田市 33,020人

2) 議員定数の調査結果

① 議員定数（案）

柴田町議会議員の定数は、現在の条例定数22人を次回の一般選挙から18人とする。

② 理由

議員定数（案）は、議会の常任委員会構成及び町の人口規模、財政規模、財政状況、地理的条件などの理由から総合的に判断し、18人と考えた。

- ・議会活性化により、常任委員会は平成19年4月から4委員会を3委員会にしている。一常任委員会の活動を考えた場合、最低でも6人が必要で、3委員会では18人となる。
- ・全国の同人口規模の町村の議員定数は平均17.7人であることを参酌した。
- ・町は現在財政再建中であり、当面はこの厳しい財政運営が続くものと考えられる。現在の条例定数22人から議会機能を失わない範囲内で、最大限の削減が必要と考えた。
- ・地理的条件から船岡地区、槻木地区、船迫地区に分けられるが、地区の様々な要望を町政へ反映していくための人数を参酌した。

(2) 議員の報酬に関すること

1) 議員報酬の現状

議員報酬は、地方自治法第203条（報酬及び費用弁償）の規定により、条例に定めて議会議員に支給することになっているが、報酬額の算出方法までは決めていない。また、町村議会の議員報酬は県議会議員や市議会議員と異なり、生活給的色合いが薄く、このため若手の議会参入が少ないなどの状況にある。

現在、柴田町議会議員の条例本文の報酬月額は、議長411,000円、副議長350,000円、議員333,000円となっているが、町の財政難で財政再建中であることから、平成19年度及び平成20年度の2年間は議員報酬月額を5%減額する暫定措置を実施しており、議員報酬月額は議長390,000円、副議長332,000円、議員316,000円となっている。

なお、議会自らの行財政改革で、費用弁償は平成15年7月1日から廃止しており、政務調査費は月額5,000円から月額4,000円にしている経過がある。

本委員会で調査した平成19年4月1日現在の議員報酬（月額）の平均額では、県内の町村は240,796円、全国の同人口規模の町は277,192円、東北の同人口規模の市は338,588円となっている。

また、近隣市町の議員報酬（月額）では、大河原町は255,000円、村田町は248,000円、角田市は352,000円となっている。

2) 議員報酬の調査結果

① 議員報酬（案）

柴田町議会議員の報酬は、平成20年4月1日から条例本文の議員報酬月額を5%減額し、議長390,000円、副議長332,000円、議員316,000円とする。

なお、平成19年度と平成20年度の2年間、議員報酬月額を5%減額する暫定措置は、平成20年度は実施しない。本委員会で決定した5%減額に切り替える。

ただし、暫定措置に係る期末手当の役職加算15%の支給停止については、平成20年度も継続する。

② 理由

地方分権の進展により議員の果たす役割と任務が極めて重くなってきたこと、議員の専門性が求められ自己研さんや調査活動が必要であること、議員の専従性が高まっていること、若い人たちが議会へ参入しやすいようにすることなどから、議員報酬は引き上げが必要と考えた。

しかし、町は現在財政再建中であること、地域経済は当分の間景気回復が見込めない状況にあること、公聴会での意見が議員報酬の削減であったことを参酌し、議員報酬月額を5%減額することとした。

③ 特記事項

- ・本委員会で特別職報酬等審議会のあり方について審議した。議員報酬は議員が決めればお手盛りの感があり、公平性を欠くことも考えられる。現在、議員報酬を改定するときは、その都度、町内の団体代表者等から構成される「特別職報酬等審議会」を設置し、町長の諮問に基づく審議がされる。しかし十分に審議されない審議方法に問題があると考えられ、今後、町では審議会を常設化するなどして、専属的に、専門的に審議できるよう改善の要望があった。
- ・「政務調査費は月額4,000円であるが、現在の調査活動ではかなり不足しているので、今後において増額の検討が必要である」との意見があった。
- ・調査結果は厳しい財政状況等で議員報酬月額を5%減額することにしたが、財政等の問題が解決された場合は、生活給的な支給の方策を検討していく必要があると考える。

(3) 議員の政治倫理に関すること。

1) 議員の政治倫理の現状

議員の政治倫理は、平成17年9月15日に設置した「議会活性化特別委員会」で議会活性化項目の一つとして調査したが、「政治倫理条例は、将来において十分な検討をして制定する必要がある」という結果で終了していた。

今般、議員定数や議員報酬を調査するに当たり、議員の政治倫理についても、同じ議会・議員の課題として調査することとした。

議員の政治倫理条例は、県内では東松島市、利府町が制定している状況にあるが、全国的にも条例制定は少ない。

しかし、本議会では町民に信頼される議会づくりに向けて、町議会議員

が町民の代表者として町政に携わる権能と責務を深く認識し、公正、誠実、清廉を基本としながら、自らを律して町政発展のために努めていかなければならないことを考え、議員政治倫理条例を制定することとした。

2) 議員の政治倫理の調査結果

議員の政治倫理に関し、次の条例（案）・規則（案）を作成した。施行予定期日は平成20年4月1日とする。

【例規】

- 柴田町議会議員政治倫理条例（案）（別紙1）
- 柴田町議会議員政治倫理条例施行規則（案）（別紙2）